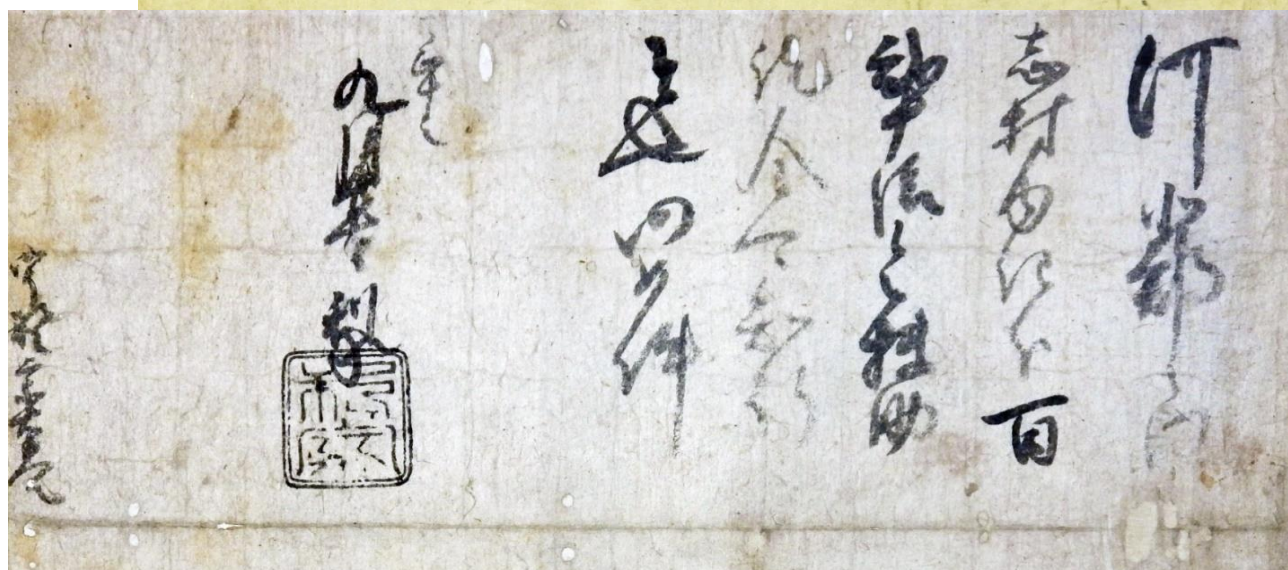
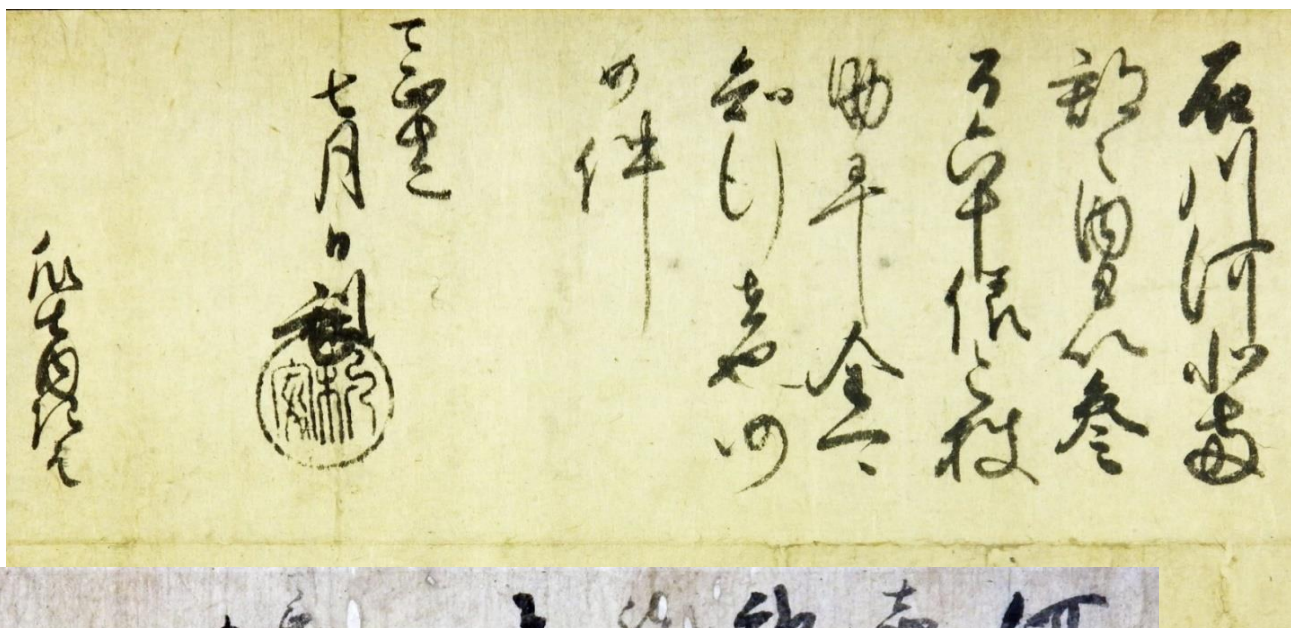


# 令和4年度春季展

令和4年4月29日(金・祝)~7月3日(日)



上:「群雄書卷」(090-1392-1⑬)

下:「前田利家知行宛行状」  
(090-1720-2)

# 前田利家の文書

金沢市立玉川図書館近世史料館

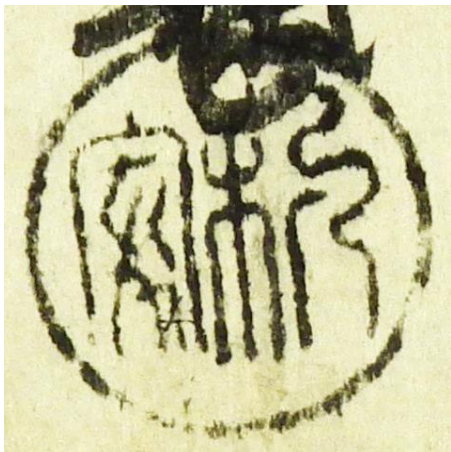
## はじめに

加賀前田家初代当主前田利家は、天文6年(1537)頃尾張国愛知郡荒子村で利春四男として生まれました。天文20年15才で織田信長に仕え、天正3年(1575)年越前一向一揆攻略後、府中三人衆の一人として三万三千石の大名となり、その後柴田勝家の与力大名として能登・越中に侵攻した上杉謙信と戦い、天正9年には能登一国の国持大名となります。

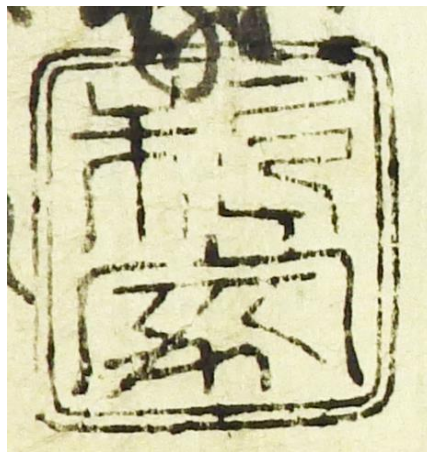
本能寺の変後、豊臣秀吉と柴田勝家の争いの中、天正11年4月賤ヶ岳の戦いを経て秀吉に従い、北庄城で勝家を滅ぼし、秀吉から石川・河北両郡を与えられ、金沢城に入ります。天正12年反秀吉の織田信雄についた越中の佐々成政は秀吉側の利家を攻めますが反撃(末森の戦い等)し、翌13年秀吉により越中が平定されます。その時の功績により前田家(利家・利長・利政)の領地は、加賀・能登・越中に拡大していきます。

利家は自身の領国支配の一方、豊臣政権の中枢にあり、その地位を徐々に高め徳川家康と並ぶ五大老の一人となり、慶長4年(1599)閏3月大坂で亡くなりました。

このような経歴を持つ利家の文書は、写した文書も含めて数多く確認されています。本展示では、数は多くありませんが、当館が所蔵する利家の自筆文書を紹介します。



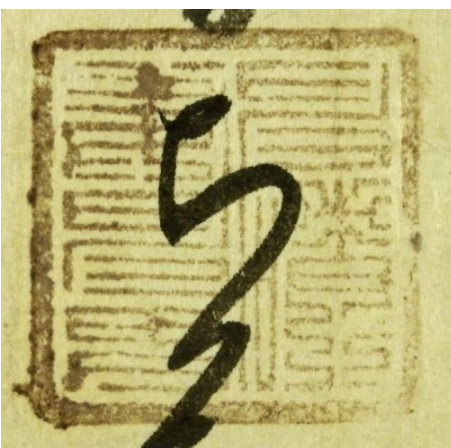
①「利家」 天正11・12年頃



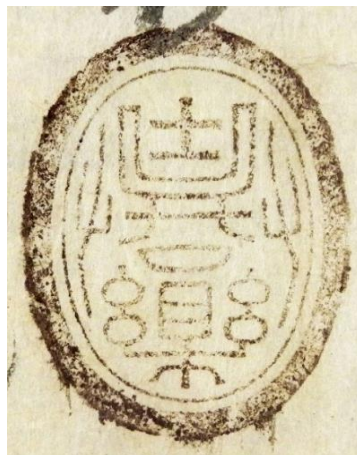
②「利家」 天正12～14年頃



③「利家長寿」 天正14～文禄3年



④「申儀妻申氏」 文禄3～慶長3年



⑤「喜楽」 慶長3・4年頃

## 利家の印章

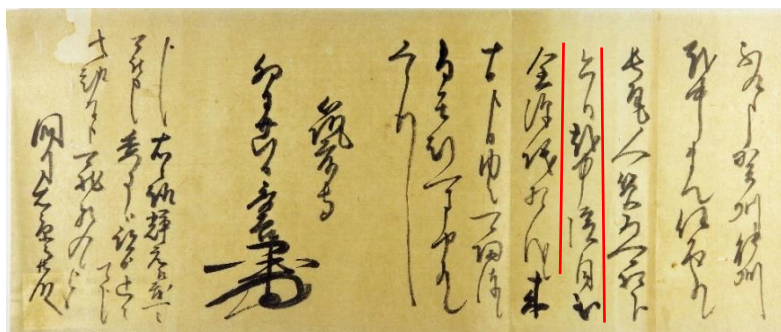
印章の使用期間については『新修七尾市史』3武士編(平成13年 七尾市役所)による。

- ①090-1392-1⑬
- ②090-1286-2
- ③090-1113-1
- ④090-1161-1

## 利家の金沢城入城

左の秀吉書状写(後半のみ)には、「今日越中境目至金沢城相越候」とあり、利家4月27日の書状(富田家文書)では「廿六日宮腰着陣候、金沢之城今日可合果様子にて候」と記されています。

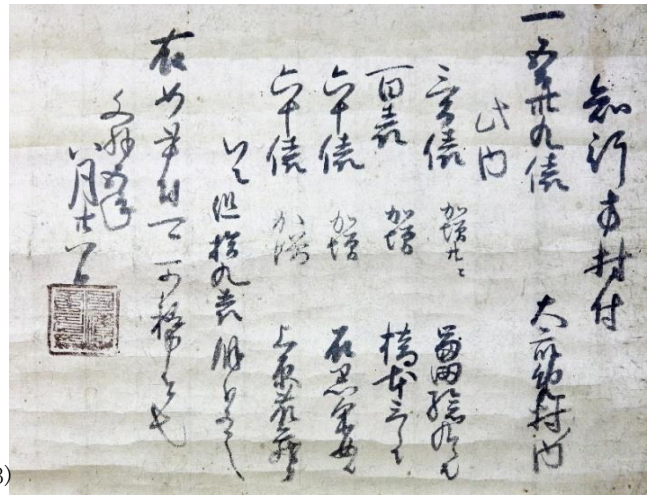
秀吉に先んじて入城したのであれば天正11年4月27日(西暦6月16日)、秀吉に供したのであれば4月28日、明確な史料は確認されていません。



(天正11年)4月28日国司右京亮宛 「豊臣秀吉書状写」(090-1721-3)



天正12年9月3日 「佐々成政知行宛行状」(090-1720-1)

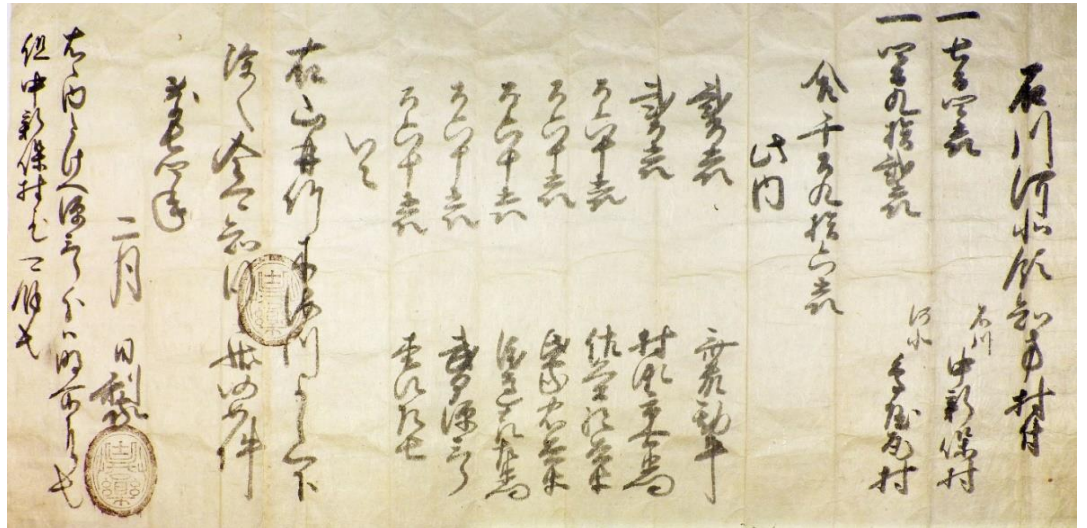


文禄5年(1596)8月21日  
「前田利家知行所付状」(090-1473)

### 利家の知行宛行状

宇野(小野)宗右衛門への宛行状は、天正12年(1584)成政から(上)と翌年利家から(表紙下)の二通(宇野家文書)があります。在地有力層の取り合いが窺われます。なお、宇野家は後に加賀・越中境の刀利村肝煎となり

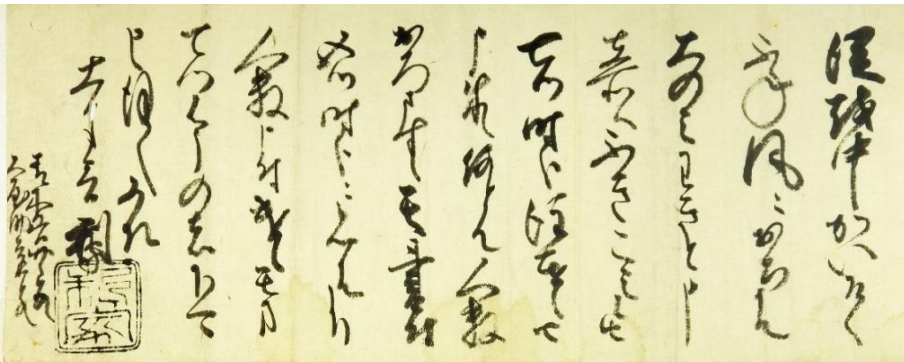
ます。「石」ではなく「俵(表)」表記で、天正末からは一村に複数家臣の知行を与える相給や「山林竹木・海川・よし以下除之」等の文言が確認できます。



慶長4年(1599)2月  
「前田利家石川河北領知方村付」  
(35.15-1)

### 利家の書状等

(天正12年)11月3日  
青木善四郎・大屋助兵衛宛  
「前田利家印物(越中海賊船につき)」  
(090-1286-2)

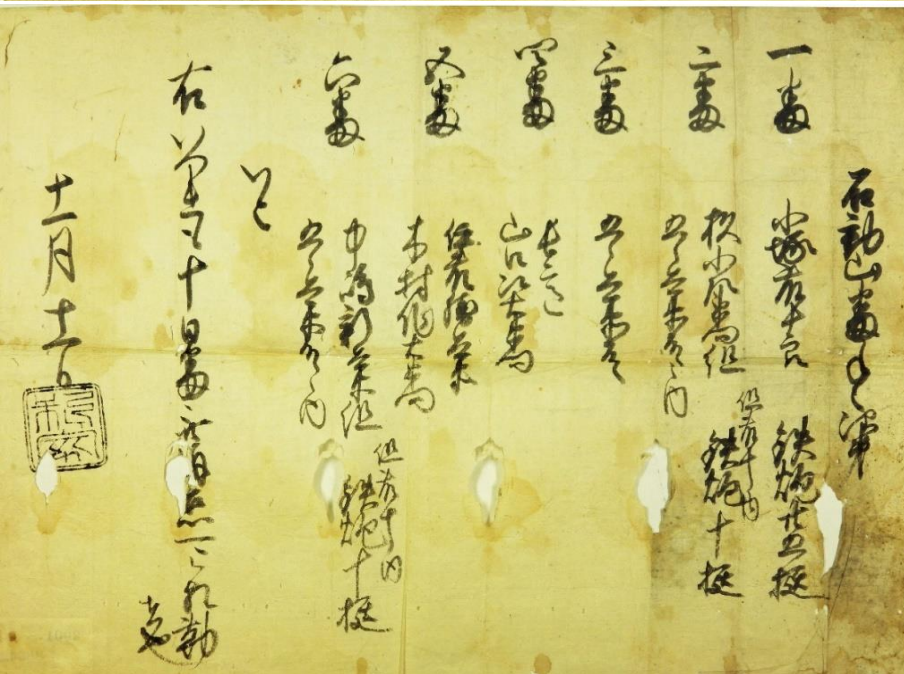


從越中かいそく  
ふね風におちて  
大のミ(呑)わき(脇)由  
在所へふきこみ之  
七ツ時分進之由  
申来候、何とて人数  
おろさず候、其書付  
五ツ時分二見候てより  
人数申付遣候、其方  
てつはうの者下可  
申候、謹言  
十一月三日 又左 利家印

左2点は、越中の佐々成政からの攻めに備えたものです。「大のミ(呑)わき(脇)」は、七尾市と氷見市の境辺りで、鉄炮足輕を配備するとしています。

「番手」とは城等に在番して防備にあたる武士のことで、石動山(中能登町)における10日毎の番手を定めています。

(天正12年)11月11日  
「前田利家印物(石動山番手之次第)」  
(090-1286-1)



急と以飛脚申候  
仍羽柴河内守殿  
あい五左兩人之内  
一人成共御前ニ被居  
候ハ、状共可申上候、若  
二人ナから留主ニ  
候ハ、河内殿をハ  
つかたまでも尋  
候て状を可相届候  
細人へ遣候状ニ委  
一之儀を申上候專  
專要候才覚尤候

急と以飛脚申候  
仍羽柴河内守殿  
あい五左兩人之内  
一人成共御前ニ被居  
候ハ、状共可申上候、若  
二人ナから留主ニ  
候ハ、河内殿をハ  
つかたまでも尋  
候て状を可相届候  
細人へ遣候状ニ委  
一之儀を申上候專  
專要候才覚尤候

又御陣之様子彼是  
一筆ニ仕、念を入  
可被下候、謹言  
正月廿九日 利家  
瓜生内記殿

瓜生内記宛  
「群雄書卷(前田利家書状)」  
(090-1392-1⑦)

「群雄書卷」は瓜生家文書を卷子にまとめたものです。その中心は越前朝倉義景、織田信長・信雄、天正12年から利家に仕えた瓜生内記宛ての文書です。内記の娘を娶った萩原彦兵衛が瓜生と改名し加賀藩で瓜生家が続きました。

史料の「羽柴河内守」は毛利秀頼、「あい五左」は安威五左衛門了佐、「御前」は豊臣秀吉のことです。

(天正12~14年)正月29日 瓜生内記宛 「群雄書卷(前田利家書状)」 (090-1392-1⑦)

去年名護屋へ  
相詰候船方共  
てまちな事  
七つきを五拾  
表つゝニ相定  
由候、右如約束  
令算用急度  
可相済候也  
十二月三日 利家  
石河・河北  
惣きも入中

名護屋船方手問賃之事  
(090-1113-1)

去年名護屋へ  
相詰候船方共  
てまちな事  
七つきを五拾  
表つゝニ相定  
由候、右如約束  
令算用急度  
可相済候也  
十二月三日 利家  
石河・河北  
惣きも入中

(前略)  
右蔵へ代官之所々詰候て有之、かた  
令催促、立符次第可被置候、当表  
の理などにて不可立候也  
慶長三年  
六月廿七日 ちくせん  
中村五左衛門尉  
荒木善大夫尉  
大塩伝左衛門尉

蔵詰米之義申付状(前欠)  
(090-1161-1)

(前略)  
右蔵へ代官之所々詰候て有之、かた  
令催促、立符次第可被置候、当表  
の理などにて不可立候也  
慶長三年  
六月廿七日 ちくせん  
中村五左衛門尉  
荒木善大夫尉  
大塩伝左衛門尉

慶長3年6月27日「蔵詰米之義申付状」(前欠) (090-1161-1)